

国内経済要録

◇外国為替引当貸付利子歩合の変更

海外金利の低下に伴い、本行は英ポンドおよび米ドル表示手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次の通り引き下げた。

	(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
英ポンド表示 手形引当貸付	4月12日	日歩1銭4厘5毛	日歩1銭4厘
米ドル表示	4月23日	" 4厘5毛	" 4厘

◇ベルギー王国通貨表示期限付輸出手形に対する外国為替引当貸付制度の適用

わが国とベルギーおよびルクセンブルグとの間の輸出入などの決済は、昭和33年5月10日以降現行のアメリカ合衆国通貨による決済方式からベルギー王国通貨または連合王国通貨による決済方式に変更されたのに伴い、本行はベルギー王国通貨表示期限付輸出手形（3か月以内の期限付手形であつて不改變信用状に基くものに限る）につき、外国為替公認銀行の手形買取日が昭和33年5月10日以降にかかるものから貸付利子歩合日歩9厘をもつて外国為替引当貸付制度の適用を認めることとした。

◇邦銀ユーザンス金利および現地貸付金利の変更

海外金利の低下に伴い、甲種外国為替銀行は邦銀ユーザンスおよび現地貸付に適用する申合せ金利を次の通り引き下げた。

	(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
英ポンド ユーザンス	4月14日	年利9.125%以上	年利8.75%以上
米ドル ユーザンス	4月28日	" 4.25%	" 4%
英ポンド 現地貸付	4月14日	" 8.25%	" 7.75%
米ドル 現地貸付	4月30日	" 5.75%	" 5.25%

◇自肅コールレートの引下げ

全国銀行協会連合会では年度替り後の金融市場ひつ迫緩和に伴い、従来の関係銀行間の自肅申合せ金利を、中心日歩2銭6厘(従来2銭8厘)、最高日歩2銭8厘(従来3銭)に引き下げ、4月18日以降新規契約分より実施することとした。

◇大蔵省、銀行預貸率推移表を徴求

大蔵省では、銀行の健全経営を確保するため、昨年11月2日付の銀行局長通牒「当面の銀行経営上留意すべき基本的事項」をもつて、預貸率を80%以内にとどめることを規

準とし、これをこえている場合には今後確実に通減を図るよう指示したが、今般4月18日付通牒により、本年4月以降当分の間普通銀行から毎月その預貸率の推移表(預貸金平均残高および預貸率の当月実績ならびに今後3か月の予想)を徴求することとした。

◇輸入担保率の引下げ

このほど政府は輸入担保率を次のごとく改め(昨年6月引上げ前の水準に引下げ)、5月1日以降の輸入承認分より適用することとなつた。これに伴い為替銀行からの本行に対する現金担保分の再預託を廃止した。

品 目 別	改正前	改正後
(1) 自動承認制		
不要不急品		
チーズ・ラード・獣毛・羊腸	35%現金	5%現金
原 材 料		
鉄鉱石・鉄鋼くず・非鉄金属鉱石・木材	5% "	3%保証状
求償取引物資		
不要不急品を除く	1%保証状	1% "
南西諸島物資	0.1% "	0.1% "
そ の 他		
麻・非金属鉱物・牛脂・染料・化学品	25%現金	5% "
(2) 外貨割当制		
不要不急品		
酒・菓子・化粧品・自動車・完成衣類	35%現金	5%現金
主要食料・輸出原材料		
食糧物資・輸出リンク・加工貿易原材料・不要不急品以外の求償取引物資	1%保証状	1%保証状
機 械		
不要不急品を除く	1%現金	1% "
原 綿		
英本国・英植民・O/A	3%保証状	1% "
そ の 他		
原綿・原毛・砂糖・石油・くず鉄・パルプ・医薬品	5%現金	1% "

◇日・英貿易取決めの締結

さる2月17日よりロンドンにおいて交渉中の日英貿易会談は4月25日妥結、大要次のごとく貿易取決めが成立した。

(1) 有効期間

33年4月から34年3月末に至る1年間。

(2) 貿易計画額

日本の輸出額

		1956年10月 取決め比増減(△)
英 本 国	28,872千ポンド	1,200千ポンド
植 民 地	150,000	10,000
計	178,872	11,200

日本の輸入額

英 本 国	28,935千ポンド	△2,620
植 民 地	70,120	1,160
計	99,055	△1,460

(3) 貿易品目

わが国の輸出品目としては新規にトランジスタラジオ、電気時計などが加えられたほか、さけ・ます・果実・罐詰、アルコールなどの割当額が増加された。また輸入品目も繊維仕上げ機械、写真用ゼラチンなどが新たに加えられ、ウイスキー、自動旋盤などの割当額が増加された。

◇日本・ポーランド通商条約および貿易支払協定の調印

先般来、わが国政府はポーランド人民共和国との間の通商条約および貿易支払協定の締結につき交渉を進めていたが、このほど合意に達し4月26日調印された。その大要次の通り。

1. 通商条約

- (1) 通関および関税率について相互に最恵国待遇を与える。ただし国営企業による買付については、それが商業ベースによるものである場合に限る。
- (2) 商船に関し相互に内国民待遇を与える。
- (3) 有効期間は原則として批准後5年間。

なお、その他については日ソ通商条約とほぼ同様であるが通商代表部に関する規定はない。

2. 貿易支払協定

- (1) 決済通貨は英ポンド、または米ドルとする。
- (2) 有効期間は原則として調印の日から1年間。

◇日本・ベルギー支払協定の調印

先般来、わが国政府はベルギーとの間に支払協定の改定につき交渉を進めていたが、5月10日以降決済通貨をベルギーフランおよび振替可能英ポンド（現行は米ドル）とすることとして、4月30日新支払協定に調印した。

なお本協定の締結に伴い、ベルギーフランが指定通貨に加えられ、相場の建て方、ユーザンスの適用などは西独マルク・スウェーデンクローネおよびオランダギルダーなどと同様に取り扱われることになった。

◇日本輸出入銀行、輸出船舶の協調融資比率を改正

日本輸出入銀行は、最近における船舶輸出競争激化の実

情にかんがみ、船舶の輸出金融を強化するため、市中銀行との協調融資における輸銀の融資比率を引き上げ、5月1日以降政府の輸出承認のあつた分から実施することとした。大要以下の通り。

- (1) 償還期限が1年をこえるものの協調融資比率は、従来の輸銀7対市銀3から、輸銀8対市銀2とする。
- (2) 償還期限が6か月をこえ1年以内のものは、従来の輸銀6対市銀4から、輸銀7対市銀3とする。

◇中小企業信用保険公庫法(昭和33年4月26日公布、施行)

この法律は中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的とするもので、同公庫の業務内容は次の通り。

- (1) 中小企業信用保険法による保険を行うこと（保険業務）
- (2) 信用保証協会に対し、その保証債務額を増大するために必要な原資となるべき資金およびその履行を円滑にするために必要な資金の貸付を行うこと（融資業務）。

同公庫の保険準備基金および融資基金としては、中小企業信用保険特別会計からの承継資金約22億円、中小企業対策費から20億円、経済基盤強化資金などから65億円、計約107億円が出資されることとなつている。しかし、前国会で経済基盤強化資金などの設置法案が審議未了となつたため、公庫はとりあえず中小企業信用保険特別会計の資産と中小企業対策費からの出資金をもつて7月1日発足の予定である。なお、同法の施行に伴い中小企業信用保険特別会計法は廃止される。

◇企業担保法（昭和33年4月30日公布、7月1日施行）

この法律は、会社の発行する社債を担保するために、その会社の総財産を一体として担保権の対象とすることを認めるものである。

本担保権は先取特権・質権・抵当権などには優先しえないが、本制度には企業活動に応じて刻々に変化する企業財産を一括し、いわば企業そのものを担保権の対象とすることができるという特色があり、また担保設定手続も既往の担保制度に比べて少なからず簡素化されることになる。

◇日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭和33年4月28日公布、施行）

日本開発銀行法の一部が改正され、①借入限度は現行（保証債務とあわせて資本金および準備金の合計額の範囲内）の2倍相当額に拡張された一方、②融資および保証実行額の合計額は自己資本および借入金の合計額を越ええないものとするに改められた。

◇農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和33年5月1日公布、施行）

改正の要点は、本公庫に対する政府出資金を増額した（現行546億円を626億円へ）ことである。

◇相続税法の一部を改正する法律（昭和33年4月28日公布、施行）

改正の要点は、①相続税の総額が遺産額および法定相続人の数により決定できるよう体系を合理化した、②相続税および贈与税の課税最低限の引上げおよび税率の緩和を図り中小財産階層の負担を軽減した、などである。

なお本改正に伴う減税額は初年度20億円、平年度32億円と見込まれている。

◇地方交付税法の一部を改正する法律（昭和33年5月1日公布、施行。33年度分地方交付税から適用）

改正の要点は、①地方交付税率を引き上げる（現行26%を27.5%へ）、②普通交付税と特別交付税との配分率を改める（現行の普通交付税92%、特別交付税8%をそれぞれ94%、6%へ）、などである。

◇入場税法の一部を改正する法律（昭和33年4月26日公布、5月1日施行）

演劇に対する入場税の税率を緩和し軽減税率の適用範囲を拡大し現行の50円以下10%、80円以下20%、130円以下30%、150円以下40%、150円以上50%が50円以下10%、300円未満20%、300円以上30%と改められた。

◇昭和32年度の外国為替収支

32年度中の外国為替収支は結局297百万ドルの赤字とな

った。その特色は次の通りである。

- (1) 収支戻は上期494百万ドルと大幅払超を示したが、下期に入り金融引締め浸透から輸入が急減して毎月受超を持続、期中受超197百万ドルと急速に好転、年度間の赤字は297百万ドルにとどまつた。
- (2) 輸出は繊維品を中心に前年度比325百万ドルの増加を示したが、増加率(13%増)は船舶の増勢鈍化と金属類の減少を主因に前年度(増加率19%)を下回つた。
- (3) 輸入は上期における原材料を中心とする急増(前年同期比60%増)のあと、下期には原材料・製品輸入ともに減少、輸入価格の低下も加わつて上期比33%、前年同期比では12%の減少を示した。
- (4) 特需は駐留軍撤退に伴う軍預金振込および円セールの減少により低調(529百万ドル、前年587百万ドル)に推移した。また一般貿易外収支も運賃収支の悪化から前年度比37百万ドルの悪化となつた。

(単位・百万ドル)

区 分	32年度中	前年度	増減(△)
受 取	3,638	3,336	302
輸 出	2,819	2,494	325
特 需	529	587	△ 58
貿 易 外	290	255	35
支 払	3,935	3,298	637
輸 入	3,347	2,782	565
貿 易 外	588	516	72
収 支 (△) 戻	△ 297	38	△ 335
支 払 繰 延 増 減 (△)	△ 179	220	△ 399
実 質 収 支 (△) 戻	△ 118	△ 182	64

(注) 本行為替管理局調べ。